

滋賀県公安委員会告示第 49 号

警備員等の検定等に関する規則第 2 条に規定する実施基準による実施を必要と認める交通誘導警備業務（平成 26 年滋賀県公安委員会告示第 5 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 29 年 4 月 28 日

滋賀県公安委員会委員長 小 林 徹

表県道高島大津線の項中

「  
大津市今堅田二丁目字古家 929 番 1 地先から大津市木戸字中替戸 175 番 4 地先  
までの区間

を

「  
大津市北小松字押海道 1247 番 3 地先から大津市下阪本六丁目字貝込 2902 番  
1 地先までの区間

に改める。」

付 則

この告示は、公布の日から施行する。